



第2次  
寒川町教育振興基本計画  
【改定版】案

寒川町教育委員会



## 目 次

はじめに	1
1. 第2次教育振興基本計画について	3
2. 基本計画	5
(1) 基本理念	7
(2) 基本目標【8年後のめざす姿】	8
(3) 基本方針【9つの柱】	9
(4) 計画体系	11
3. 後期実施計画	12
I 学校教育	12
II 社会教育	14
現状と課題	16
学校教育	16
社会教育	22
重点施策	23
主な施策	26
主な取組	32
資料編	
(1) 教育委員会の組織	35
(2) 教育関連法令等	37
ア 教育基本法	37
イ 国の教育振興基本計画の概要	40
(3) 寒川町立小・中学校の概要	43
(4) その他教育施設の概要	47

---



## はじめに

寒川町は、古くから相模国一の宮、寒川神社の門前町として知られるとともに、東京から 50km 圏内の位置にあって、西に相模川が流れ、田園風景を残しながら、さがみ縦貫道路が走るなど、水とみどりに恵まれ、都市機能を整えた住みよいまちです。

寒川町教育委員会では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 24(2012 年) 4 月に寒川町教育振興基本計画を策定し、平成 28 年(2016 年) 7 月に寒川町教育振興基本計画(改定版)を、令和 3 年 9 月に第 2 次寒川町教育振興基本計画を策定しました。「よく学び よく遊び よく生きる」を基本理念として掲げ、学校教育においては、知(確かな学力)、徳(豊かな心)、体(健やかな体)の調和のとれた生きる力の育成をめざした教育を、社会教育においては、学びの成果を生かした豊かで活力ある地域社会を推進してきました。

今日、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展など、我々を取り巻く環境は大きく変化しており、さらに人生 100 年時代の到来や、超スマート社会(Society 5.0)の実現に向けた技術革新の進展など、社会状況はますます変化することが予想されています。

こうした中、学校教育では、子どもたちの学びの場として、子どもたちの健康や基本的な生活習慣の確立、身体的成長、そして協働的な活動を通じた内面的な成長、ひいては人格形成に大きく寄与していること、さらには日中の子どもの安全を確保する拠点として社会システムに大きな役割を担っていることを改めて認識させられたところです。また、社会教育については、図書館や公民館などの社会教育施設が地域の学習拠点であり、人々のつながりを育む場として、社会形成上、大きな意義があることを再認識しているところです。

また、コロナ禍を機に、急速に進んだデジタル化は、今後も社会のあらゆる面でさらに加速することが予想されます。令和 3 年に出された中央教育審議会『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)』では、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が掲げられており、子どもたちが身に付けるべき資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施とともに、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICT の活用が必要不可欠であることが示されております。

このように急激に変化する社会情勢の中、寒川町教育委員会では、令和 7 年 4 月に「寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画」をはじめとする様々な計画及び施策等を、

より効率的かつ効果的に推し進めることができる組織づくりをめざして、町の組織の見直しを図りました。また、地方公共団体の長が地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として定める教育大綱が、令和7年3月に改定されました。

これらの動きを受けて、第2次寒川町教育振興基本計画前期実施計画の計画年度を、令和3年度から令和6年度の4年間で改め、令和7年度までの5年間に延伸し、組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課所管事業の追加と、同課が所管する寒川町生涯学習推進計画「寒川学びプラン」との一本化を図るため、令和7年度に第2次寒川町教育振興基本計画の改定と、後期実施計画の策定に向け、教育委員会事務局において検討を重ねてまいりました。

さらに、全庁会議、教育委員会定例会、総合教育会議を経て、パブリックコメントを実施し、再検討を重ね、長期的な展望に立ち、教育が進むべき方向と目標、これを達成する施策を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、学校教育と社会教育を2本柱とした第2次寒川町教育振興基本計画を改定し、後期実施計画を策定いたしました。

令和8年 月

寒川町教育委員会

# 1 第2次教育振興基本計画について

## (1) 計画の趣旨

平成18年(2006年)12月に教育基本法が改正され、同法第17条第2項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。これに基づき、寒川町教育委員会では、平成24年(2012年)4月に「寒川町教育振興基本計画」を策定しました。その後、平成28年(2016年)7月に「寒川町教育振興基本計画(改定版)」を策定し、「よく学び よく遊び よく生きる」ことを基本理念に掲げ、令和3年9月に学校教育と社会教育を2本柱とした「第2次寒川町教育振興基本計画」を策定し、効果的で効率的な教育行政の推進に努めてまいりました。

令和7年4月の組織の見直しにより、生涯学習や青少年教育が寒川町教育委員会の所管となったことから、寒川町生涯学習推進計画「寒川学びプラン」と「第2次寒川町教育振興基本計画」を一本化することとし、令和8年3月に「第2次寒川町教育振興基本計画(改定版)」を策定しました。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、寒川町の教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」を参酌しつつ、「寒川町総合計画2040」「寒川町 教育大綱」との整合を図り、寒川町教育委員会の権限に属する事務についての方針を示します。

## (3) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度(2021年度)を初年度とし、令和10年度(2

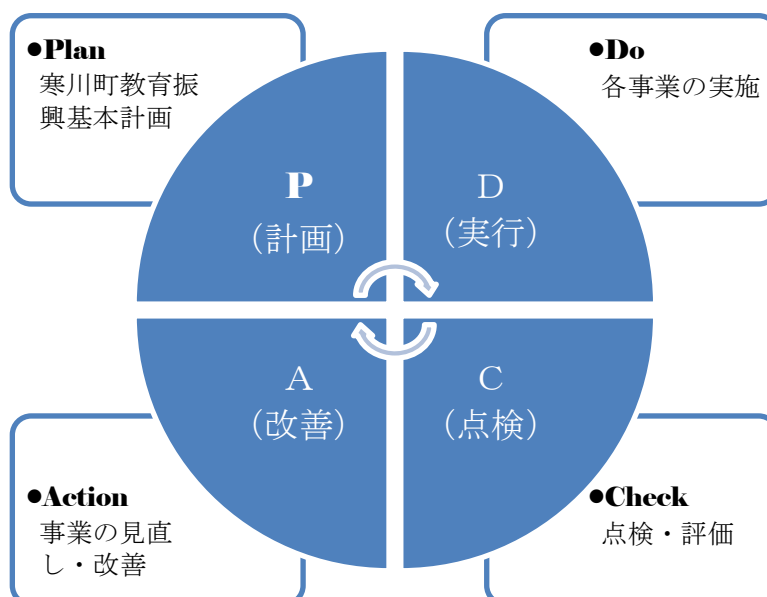
028年度)を最終年度とする8年間とします。実施計画については、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を前期、令和8年度(2026年度)から令和10年度(2028年度)までの3年間を後期としています。

関連する計画の進行年度

計画		年度	3	4	5	6	7	8	9	10
寒川町教育大綱			(改定前)				(改定後)			
寒川町総合計画	基本計画	20年計画(～2040)								
	実施計画	第1次					第2次			
寒川学びプラン	基本計画	4年計画第2次				4年→1年第3次		寒川町教育振興基本計画と一本化		
	実施計画									
寒川町教育振興基本計画	基本計画	8年計画 第2次								
	実施計画	5年 前期					3年 後期			

#### (4) 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って行います。教育委員会が実施している事業について、毎年度、点検と評価をして、それに対する課題や方向性などの検討をします。また、外部評価を実施し、必要に応じて事業の見直しや改善を行います。



## 2 基本計画

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てていく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもあることから、確かな知恵、しなやかな体を育てていきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協働体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにしていきます。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないのでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていきたいと思えます。

「学び」と「遊び」の充実、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること（＝自立）と人と人のつながりを育むこと（＝共生）の双方

が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

教育基本法には、家庭教育の役割として、保護者が子どもたちの教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされています。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められていると言えます。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。このように、学校教育や社会教育として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、こうした環境づくりを通じて、家庭の教育力の充実を支援していくことが必要です。

この「よく学び、よく遊び、よく生きる」の基本理念を踏まえ、学校教育と社会教育について基本目標を設定するとともに、この基本目標に沿って基本方針を設定し、寒川町教育委員会の基本計画を策定しました。

# (1) 基本理念

よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と  
共生（人と人のつながりを育むこと）をめざして～

## 学校教育

知（確かな学力）徳（豊かな心）体（健やかな体）  
の調和のとれた生きる力を育む

## 家庭教育

心をこめて時間をかけて  
子育てを通して自分も育つ

## 社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力のある地域社会実現  
のための支援をする

## 地域

### 人づくり

『学び』と『遊び』  
を通した人格の形  
成

### 絆づくり

『学び』と『遊び』  
を通した人と人の  
つながり

### まちづくり

『学び』と『遊び』  
を通した住民の主  
体的参画による地  
域課題解決

『学び』と『遊び』を支援する学習機会、支援体制、施設設備の充実

## (2) 基本目標【8年後のめざす姿】

### I 学校教育

学校教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす子どもたちの姿として、不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）といった、二つの側面から基本目標を定めます。

**【不易】** 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

**【流行】** 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

### II 社会教育

社会教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす町民の姿として、学びの成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりとつながることを目指し、基本目標を定めます。

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

### (3) 基本方針【9つの柱】

#### 学校教育【5つの柱】

学校教育においては、基本目標を実現するために、まず不易の側面から、「確かな学力を身につけた児童生徒の育成」「豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成」「心身共に健やかな児童生徒の育成」の3点とともに、流行の側面から、「外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成」「情報活用能力を身につけた児童生徒の育成」を加えた5つの実現に向けて取り組むことを基本方針とします。自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育活動全体を通じて向上するよう取り組んでいきます。

#### 教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

##### 不易（時代を超えてめざすべきこと）

##### ①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

##### ②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にすることを進めます。

##### ③心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

##### 流行（時代に応じてめざすべきこと）

##### ④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

##### ⑤情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、自ら課題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく資質・能力を育みます。

- ◆個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備
- ◆外国語教育の推進及び指導体制の充実
- ◆安全な学校施設・安心して学べる学校環境の整備
- ◆GIGA スクール構想の実現
- ◆教職員の資質向上に向けた研修・研究体制の構築
- ◆働き方改革による教職員の環境整備

## 社会教育【4つの柱】

社会教育においては、基本目標を実現するために、「社会の持続的発展のための学びの推進」、「多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援」、「地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施」、「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」の4点を基本方針とし、社会教育関係団体や町長部局など多様な主体と連携しながら、公民館、図書館、文化財学習センターなど地域の学びの場である社会教育施設を拠点に社会教育振興活動の充実に取り組みます。

### ⑥社会の持続的発展のための学びの推進

社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じて行動変容や自己実現を促し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組を行います。

### ⑦多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。子どもの健やかな成長を地域全体で支えるため、多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあう機会の充実を図ります。

### ⑧地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。地域の伝統や文化財を通じ、郷土への愛着を育み、後世へ継承するために、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

### ⑨多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

地域活動や様々な体験の場において多世代交流を促し、相互に学びあい、青少年の社会性や自主性を育みます。

◆多様な主体との連携及び支援

◆地域文化振興

◆図書館活動の充実

◆文化財学習センターの活用

◆公民館活動の充実

◆多世代交流の推進

## (4) 計画体系

### 基本理念

「よく学び」「よく遊び」「よく生きる」 ～自立と共生をめざして～

#### 基本目標【8年後のめざす姿】

##### I 学校教育

【不易】知、徳、体の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】情報技術の急速な進展に対応し、多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

##### II 社会教育

町民が地域で学び、その成果がひとつづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

#### 後期実施計画

基本方針		重点施策6(☆)・主な施策23	主な取組24
<b>I 学校教育</b>			
1	確かな学力を身につけた児童生徒の育成	⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着 ⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実 ⑨ 小学校中・高学年における教科担任制の推進 ⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用 ⑪ 読書活動の推進	5 教職員の資質向上事業 4 少人数教育推進事業 3 教育活動充実事業 5 教職員の資質向上事業(再掲) 3 教育活動充実事業(再掲)
2	豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成	⑫ 体験活動の充実 ⑬ 道徳教育の推進 ⑭ いじめ防止と人権教育の推進 ⑮ 不登校児童生徒への支援の充実	2 豊かな心・文化育成事業 2 豊かな心・文化育成事業(再掲) 5 教職員の資質向上事業(再掲) 7 教育相談事業 7 教育相談事業(再掲)
3	心身共に健やかな児童生徒の育成	⑯ 体力の向上と食育の充実	2 豊かな心・文化育成事業(再掲)
4	外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成	☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業	6 小・中学校グローバル教育推進事業
5	情報活用能力を身につけた児童生徒の育成	☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)	6 小・中学校グローバル教育推進事業(再掲)
各基本方針に関わるもの			
☆ ②	教職員の働き方改革推進事業	⑰ 地域との連携 ⑱ 教職員の指導力と学校力の向上 ⑲ 防災教育の推進	8 教職員の働き方改革推進事業 5 教職員の資質向上事業(再掲) 1 特別支援教育推進事業 7 教育相談事業(再掲) 5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑰	地域との連携	⑲ 防災教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑱	教職員の指導力と学校力の向上	⑲ 防災教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑲	防災教育の推進	⑲ 防災教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
⑳	学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備	⑲ 防災教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉑	安全教育の推進	⑲ 防災教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉒	安全教育の推進	⑲ 防災教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
<b>II 社会教育</b>			
6	社会の持続的発展のための学びの推進	⑳ 文化財保護事業 ㉑ 文化財学習センターの活用	9 町職員講師派遣事業「さむかわ出前講座」 10 生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」 11 地域学校協働活動の推進 12 社会教育関係団体の育成・活動支援 13 寒川町文化祭の開催 14 公民館生涯学習推進員事業 15 公民館サークルの育成・支援 16 図書館資料の活用 17 図書館ボランティアの育成 18 地域の多様な主体との連携・協働
㉓	生涯学習推進体制の充実	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉔	社会教育関係団体活動支援事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉕	地域文化振興事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
☆ ③	公民館運営事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉖	公民館活動の充実	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
☆ ④	総合図書館運営事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉗	図書館活動の充実	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
7	多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
☆ ⑤	生涯学習振興事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
☆ ③	公民館運営事業(再掲)	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉖	公民館活動の充実(再掲)	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
☆ ④	総合図書館運営事業(再掲)	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉗	図書館活動の充実(再掲)	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
8	地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉘	文化財保護事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
㉙	文化財学習センターの活用	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
9	多世代交流による青少年の健全育成機会の創出	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
19	子どものための生涯学習推進事業「さむかわゆうゆう学園」	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
20	家庭教育支援に関する事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
21	学校と連携した子どもの読書活動推進事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
22	文化財学習センター事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)
23	寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業	㉒ 安全教育の推進	5 教職員の資質向上事業(再掲)

## 3 後期実施計画

### I 学校教育

今日、国境を越えた人、もの、情報の移動が加速するとともに、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。現在、学校で学んでいる子どもたちや、これから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっていることが予想されています。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人々が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割はますます大きくなっていると言えます。

このような時代にあって、子どもたちが将来、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。こうした力は、学校教育が長年その育成をめざしてきた、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」であり、時代を超えて継続して育てていかなければなりません。

併せて、学校教育にあっては、時代の変化に柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題です。急激に変化する社会の中にあって、これからの社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずその在り方を見直し、改めるべきは勇気を持って速やかに改め、将来子どもたちに必要な資質・能力を育てていくことも大変重要なことです。このように、教育における「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があります。

#### 基本方針1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成

令和3年度から5年間の前期実施計画の期間において、引き続き寒川町の児童・生徒は、豊かな自然環境の中、たいへん伸び伸びと思いやりのある人に成長を遂げています。また、課題はあるものの、基礎学力についても、一定の改善が図られている状況にあります。

一方、思考力・判断力・表現力といった、活用の力の部分において課題があったため、前期実施計画では、自らの考えを持ち、仲間との交流を通して深め、読む力・書く力を中核として確かな力の定着をめざすこととしました。そして、「さむかわ学びっ子育成推進事業」を通して、寒川町の各小・中学校が学校の垣根を越えて、研究や研修を相互交流しながら、教員の授業力を高め、子どもたちの学力向上を一層図ってきました。今後も継続して「主体的・対話的で深い学び」の視点によって絶え間ない授業改善の取組を進め、学習の質を一層高める必要があります。

#### 基本方針2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

確かな学力に加え、子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠です。「いじめ」根絶への取組を全校的に推進するとともに、スマートフォン、SNS等に関わる情報モラル教育も重要性を認識し、その対策に取り組んできたところです。

また、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し

遂げる力、公共の精神等の育成を図ることが重要です。特に、こうした資質・能力を育む際に必要な教職員と児童・生徒との信頼関係の構築を図っていきます。

また、「特別の教科 道徳」として教科化されたように、学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて指導する必要があります。教員が道徳的価値を押し付けることなく、子どもたちが他者の考え方や議論を通して、多面的・多角的な見方へと発展することや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深められるよう工夫していきます。

さらに、いじめや不登校などの児童・生徒指導上の諸課題について、未然防止と早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むとともに、多様な体験活動や学校行事、授業等を通じて、一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働して成し遂げる力を今後も育てていきます。

### **基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成**

これからの人生を生きる子どもたちにとって、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素です。子どもたちの心身の調和的発達を図るために、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣の形成を図っていきます。

### **基本方針4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成**

令和7年1月現在で、日本に住む外国人が総人口の2.96%を占め、町内でも外国人の移住が多く、ますます外国語によるコミュニケーション能力が、一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされます。

また、小学校外国語教育の教科化など、外国語教育の重要性が増しています。外国人指導者の雇用や研修等の円滑な実施の点から、学校の設置者である町が主体的に進める責任がありますが、外国人指導者の直接雇用による安定的で優秀な人材確保及び多様な活用ができることは寒川町の強みとなっています。

「使える外国語」の習得のためには、外国語を使う目的・場面・状況の設定が欠かせないところであり、授業はもちろん、各校1名の外国人指導者を配置し、外国語の授業の質の向上に加えて、共に生活を送る中で外国人と実際に話す機会や生活体験を確保し、外国語によるコミュニケーション能力を育てていきます。

### **基本方針5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成**

未来を切り拓いていく子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑戦していくことがますます重要となっています。

その反面、情報を手段として活用し、問題の発見・解決、自分の考えをまとめられるようになるために必要な情報活用能力の不足が指摘されているところです。情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力の一つであるため、学力向上に向けても育成すべき重要な資質・能力と言えます。また、スマートフォンやSNSの普及に伴い、トラブルも増加しており、情報技術進化の時代にふさわしい情報モラルを身につけていく必要があります。

また、令和2年度から全小・中学校において、「GIGA スクール構想」の実現に向けて、一人1台の端末と高速大容量ネットワークの整備、クラウドを活用した授業の展開ができるようICT環境の整備を進めてきました。端末も導入から5年が経過しており、次期端末の更新やさらなるネットワークの改善に向けて取り組んでいきます。

さらには、学校にICT支援員を配置するとともに、ICT機器を活用した授業に関する教職員研修の実施及びICTによる指導効果の高い方法について授業研究を行うなどして、ICT教育を推進していきます。

## II 社会教育

社会教育は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯に渡って多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものです。

少子高齢化、人口減少、急速な技術革新やグローバル化、新型コロナウイルス感染症対策など社会経済環境の変化は加速度を増し、私たちは生活の中で多様な課題に直面しています。人生100年時代の到来により、心豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の維持発展、課題解決のための活動につなげていくなどの一人ひとりの行動変容の必要性が一層高まっています。

すべての人に活躍の場があり、元気で安心して暮らすことのできる社会を作るための重要な鍵が「ひとつづくり」となります。学びの過程を通じて、個人の知的欲求が満たされ、生活の改善や、自己実現につながる「ひとつづくり」が期待されます。

さらに、地域における社会教育には、様々な参加者が学びを通じて相互につながることで、悩みや関心を共有し、対話や議論をしながら他者を理解し、認め合うことによる自己肯定感や幸福感などが醸成され、つながりが深まる効果があります。

また、住民相互のつながりから地域コミュニティを形成し、共に学び、問題意識を共有したり、自らが地域の中に居場所を持っているという肯定感を得たりする過程を通じて、地域に対する愛着や誇り、帰属意識が生まれます。このことは、住民が地域の将来像を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲にもつながります。

この計画では、寒川町の社会教育が「ひとつづくり・つながりづくり・まちづくり」を目指すために次の4点の基本方針に取り組みます。

### **基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進**

少子高齢化や人口減少など様々な社会の変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進することが重要です。

誰もが生涯にわたり、いつでもどこでも必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に活かすことのできる「生涯学習社会の実現」が求められています。

地域の学びの場である公民館や図書館等の社会教育施設を拠点に、現代的・社会的課題と地域のニーズを取り入れた学習をバランスよく実施しながら、サークルやボランティア活動など活力ある地域コミュニティ形成を促し、「学び」と「活動」が循環することで、地域課題解決や

地域活性化の取組が推進されます。また、地域の学校や社会教育関係団体、企業など多様な主体と連携しながら、生涯学習の推進をめざします。

## **基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援**

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子どもが安心できる家庭環境づくりが大切です。一方、近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や子育てについて、日常生活の中で学ぶことや、相談できる機会が得にくい状況があります。

子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体での家庭教育を支える仕組みが求められており、学校、家庭、地域、行政など多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られていることや、スマートフォンの普及といった情報通信技術の進展により、多様な情報に容易に触れられる一方、知覚した情報の意味の吟味や読解力の低下が生じているとの指摘もあります。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動や読書活動の機会を確保しながら親子の育ちを支えていくことが重要となります。

## **基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施**

町内には貴重な文化財が多数あります。文化財は郷土の誇りであり、将来へ継承すべきものであると感じてもらうため、文化財の認知度を高める取組が必要となっています。地域の伝統や文化財への理解を深めてもらい、郷土への親近感を醸成してもらう機会やそれを機に住民が交流する場を持つことで、文化財保護活動の目的を浸透させ、意識向上を図ることが重要です。

文化財保護活動を通じ、町民が自らの地域について学び、郷土に誇りを持つこと（シビックプライド）や生きがいづくりなど、町民一人ひとりの主体的な活動につながることを期待されます。

## **基本方針9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出**

地域活動や様々な体験の場で、多世代交流を促進することは、青少年の健全育成において非常に重要であり、交流を通じて青少年が相互に学びあう機会が生まれ、社会性や自主性を深める助けとなります。

地域活動を通じて異なる世代と触れ合うことで、青少年は多様な価値観を理解し、視野を広げることができます。このような経験は、青少年の社会性を育む上で不可欠であり、他者との協力やコミュニケーション能力を向上させることにつながります。

さらに、地域への愛着を育むことは、青少年が地域社会の一員としての自覚を持つために重要です。地域活動に参加することで、自らの責任や役割を実感し、地域の価値を再認識します。このプロセスを通じて、青少年は地域への帰属感や自主性が高まり、社会に積極的に貢献する姿勢が育まれます。

多世代交流を通じ、青少年の社会性や自主性を育み、未来を担う青少年が自らの力で成長し、地域社会に貢献できるよう支援します。

## 【現状と課題】

第2次教育振興基本計画の後期実施計画を検討するに当たり、まず前期実施計画の総括として、各施策における現状と課題について整理しました。さらに、後期実施計画から「寒川学びプラン」と一本化し、施策における現状と課題を、新たに項目として加えながら、次のとおり総括しました。

## 《学校教育》

### 基礎学力の定着と学習意欲の向上

- 全国学力・学習状況調査等の結果分析の傾向から、児童生徒の基礎・基本的な学習の定着の向上が見られます。また、各校における校内研究の推進の取組による授業改善が大きな役割を果たしていると考えられます。
- 回答の結果より、得点分布に2極化の傾向が見られ、学習の定着が不十分な児童生徒と、ある程度定着が見られる児童生徒に分かれていることが考えられます。このような2極化に対して、どのような授業づくりやアプローチをしていくかを検討していく必要があります。
- 全国学力・学習状況調査等の結果から、基礎的・基本的な内容の定着に課題として残る部分について、引き続き定着に向けて取り組むことに加えて、思考力・判断力・表現力等、必要な資質・能力を身につけさせるために、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善をはじめとする指導方法の工夫・改善を今後も図る必要があります。さらに、ICT 機器を効果的に利活用して、子どもたちがより興味を持ち、分かりやすい授業づくりに向けた取組が重要となってきます。引き続き保護者と連携した家庭学習の定着・充実を図っていく必要があります。

### 書く力を中心に据えた思考力・判断力・表現力等の伸長

- 全国学力・学習状況調査の結果分析から、選択式の問題より、記述式問題に課題があるということが明らかになっています。単に書くといった技術的な側面だけでなく、「思考・判断・表現」といった、考えて表現するという活動を授業で取り入れることなどが必要と考えます。思考力・判断力・表現力等は、習得した知識・技能を活用して課題を発見・解決するために必要な資質・能力であり、それが学習場面において具体化されることによって、「学習」が成り立ち、その過程で「学力」が身につくものと考えます。思考力・判断力・表現力等は、学習指導要領に育成すべき資質・能力として掲げられ、知識・技能及び学びに向かう力・人間性と共に一体的に今後も育てていく必要があります。
- 特に、①体験から感じ取ったことを表現する、②事実を正確に理解し伝達する、③概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする、④情報を分析・評価し、論述する、⑤課題について構想を立て実践し、評価・改善する、⑥互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる、などの学習活動を充実させていくことが重要です。身につけた知識を表現する活動を授業の中で適宜設ける場を設定すること（振り返りを書く活動を学習に取り入れるなど）といった授業改善が必要です。

### 読書活動の推進

- ICT 機器を利用する時間が増加し、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、子どもたちの活字離れが年々深刻化していると考えられています。子どもたちの視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているとの指摘もあります。
- 子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探究心や真理を求める態度が培われます。さらに、読書は、人間性を培う上で非常に有益であるとともに、読書と学力の相関関係には強いものがある

ります。

- 国語の時間に本の紹介をしたり、図書時間を取り入れたりすることで、本に対する興味・関心は高まっております。読書指導員の努力、図書室の蔵書数増などにより、一定の成果が表れてきています。今後も、読書活動を取り巻く情勢の変化や子どもたちの読書活動の状況を踏まえ、読書活動に積極的に取り組むとともに、読みたい本がすぐに手に取れるとともに、多角的な視点につながるよう、様々なジャンルの本に触れられる環境のさらなる整備、家庭と連携した読書の推進に取り組む必要があります。

### 体験活動の充実

- 近年、子どもたちを取り巻く状況の変化の中で、人や社会と関わろうとする意欲の低下が見られ、集団行動を忌避して内に閉じこもる、集団の一員としての自覚や責任を十分認識できず適切な行動を選択できない、些細なことでもトラブルになるなどの現状があります。さらにスマートフォンや SNS の普及による情報化社会の中で、子どもたちは多くの情報に触れたり、疑似体験をしたりすることが容易になる反面、自然や生活文化等と直接触れ合う体験が乏しくなっています。
- 子どもたちは、具体的な体験や事物との関わりを拠りどころとして実生活や社会の在り方等を学び、自らを高め、他者と共に生活を創り出していきます。体験活動を通して、仲間と共に悩み、協力し、達成していくといったプロセスを踏むことで、年齢・学年・自己の成長にあった学びが得られていきます。このように、直接体験は子どもたちの成長の糧であり、生きる力を育む基礎となっています。また、国立青少年教育振興機構の研究によれば、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、大人になってからのやる気や生きがい、モラルや人間関係能力などの様々な資質・能力が高い傾向にあることが明らかになっています。
- 寒川町では、各校において様々な体験活動を展開することに加えて、地域のせんせいふれあい事業として、外部から様々な経験や知識が豊富な講師を招へいし、児童生徒の体験活動を豊かにする取組を行っています。部活動や授業の補助など、普段関わることができない、地域の方々に協力をいただくことによって、児童生徒の体験活動の充実に寄与しています。こうしたことから、今後も学校教育において、児童生徒に不足している生活体験や自然体験などの機会を意図的・計画的に教育活動に取り込むことが大変重要となっています。

### 道徳教育の充実と規範意識の向上

- 今日、いじめ問題を背景として、小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」として教科化されました。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることが求められています。
- 学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて指導し、家庭や地域社会との連携を図りながら、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に主体的に参画するよう体制を整え、計画的に取り組むことが大切です。
- また、価値観が多様化する中で、規範意識の向上はもちろん、道徳教育の目標である、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが今後ともますます重要です。
- 道徳の教科化に伴い、道徳の授業の質的な転換も図っていかなければなりません。教員が道徳的価値を押し付けることなく、子どもたちが他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展することや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深められることができるよう、授業を工夫していく必要があります。

### いじめ防止と人権教育の推進

- いじめはいつでも、誰にでも起こり得るものであるという認識に立たなければなりません。こ

のような近年のいじめ問題の社会問題化に対し、寒川町及び寒川町教育委員会では、「寒川町いじめ防止基本方針」を策定し、各小・中学校においても、児童生徒の実情を鑑みながら、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

- 人権とは、「人が人間らしく生きていくために絶対不可欠な、誰もが生まれながらに持っている様々な権利」です。そして、「人間の尊厳」と「人間の平等性」という2つの価値に支えられ、誰もが安全に、安心して日常生活を送れるようにする大切な権利や自由から構成されています。そのため、人は、あらゆる違いに関係なく、いつでも、どこでも、どんな状況においても、人間として尊重されなければなりません。どんな形のいじめであれ、いじめは人権侵害そのものと言えます。
- 自他の大切さを認めることができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身につくものではありません。このような人権感覚を身につけるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが大切です。
- とりわけ、教員同士、児童生徒同士、教員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、教員一人ひとりの意識と努力により、即座に取り組めるものです。
- こうした予防的な取組と併せて、いじめが起きた場合に適切な対応ができるようにしておくことも必要です。特に、いじめの芽を摘むことや、適切な初期対応、家庭や関係機関との連携が重要となってきます。そのためには、情報共有を図るなど、組織的かつ迅速・丁寧に対応するための体制づくりや教員への研修を図る必要があります。

#### 情報モラル教育の充実

- GIGA スクール構想が進むとともに、携帯電話・スマートフォンといったハードウェアや SNS が児童生徒にも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっています。寒川町では、ネットパトロールの取組や、各教科や特別の教科 道徳などの授業を通して、ネット上の誹謗中傷やいじめ、ネットでの犯罪や有害情報などについて適切に指導しています。
- 情報モラルは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、ICT 機器などの使用による健康への影響を理解することなどがあります。このため、情報を活用する各場面を通じて、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守るこの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような使い方について考えさせる学習活動などを充実させていくことが今後ますます必要となっています。

#### 体力の向上と食育の充実

- スポーツ庁の「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、全国の体力合計点はコロナ感染症蔓延時前の水準に戻りました。寒川町では、小学校男子・女子及び中学校男子の体力合計点は全国平均と同等の結果でしたが、中学校女子の体力合計点は全国及び県の平均を下回りました。スマートフォンや SNS の普及、家庭の事情などによって夜型の生活を送っていることも懸念されています。その生活リズムは睡眠不足を引き起こし、自分で朝起きることができず、朝食を抜いて登校する子どもも珍しくありません。さらに、食事による栄養の偏りも体に悪影響を与えます。栄養バランスが乱れることによって、肥満率が上がり、基礎体力や集中力の低下、肉体面や精神面でも発達への妨げにつながります。つまり、子どもたちの体力向上には、生活習慣の改善が欠かせず、家庭において、早寝早起き、朝、昼、晩の3食を意識し、肉や魚、野菜や果物をバランスよく摂取することが必要です。

- これまで中学校の生徒に対する完全給食が実施できていなかったことが課題となっていました。令和5年2学期から学校給食センターの運用が始まり完全給食を実施するに至りました。今後は学校給食センターを中心に、食に関する情報を広く発信していくことが重要となります。現状課題となっている朝食を食べる児童生徒の割合が低いことから、朝食を食べる意味やバランスよく喫食し栄養を取ることの重要性を認識させる必要があります。
- 児童生徒の体力向上に向けて、「運動する習慣づくり」も重要です。学校においては、体育の授業で運動を楽しませる工夫を取り入れるなどできますが、それと同様に家庭の役割が大きいため、児童生徒の未来のために家庭と学校が連携し、社会全体で考えなければならない重要な課題となっています。
- 寒川町の児童生徒の体力に対する意識は高く、健康・体力づくりの重要性、必要性は十分に理解されているのも事実です。今後も学校における保健体育の授業を核とし、運動嫌いをさらに減らし、生涯を通じて運動に親しむことを目指すことが大切です。授業の中では、簡潔な説明、十分な運動量を確保できるような展開を心がけ、休み時間等も屋外で運動する習慣をつくるなど、さらなる取組を図る必要があります。
- 中学校を含めた町立小中学校8校へ全て完全給食を実施できたことから、今後は食育の充実を図っていくために、学校給食センターを中心として共通の学びとなるよう、日常的な指導だけでなく、各学校の特徴を踏まえた上での食に関する全体計画を作成し、栄養教諭を中心に学校全体で取り組みを推進していく必要があります。
- 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることを理解する、各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めるなどの学校給食の目標達成のために、地元寒川産の食材を活用した地産地消をさらに推進していく必要があります。

### 家庭との連携

- 今日、児童生徒の教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要となっています。特に家庭は、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、児童生徒が社会生活を営むための基本的なルールやマナーを身につける上で極めて重要な役割を担っています。それゆえ、児童生徒が出合うさまざまな問題への指導・援助を進める上で、家庭がその役割を適切に果たせるような学校と家庭との連携は不可欠と言えます。寒川町では、「家庭学習の手引き」「学校教育だより」の作成・配付等を通じて、家庭学習の取組を推進するよう各家庭にお知らせし、啓発を図っています。
- 家庭との連携を図るためには、学校として何のために何をどうしたいのかをよく説明し理解を得ようとする姿勢をもつこと、保護者の理解や協力に対して感謝を表していくこと、学校と家庭がお互いにできそうなこと、できることを出し合い、役割分担をはっきりさせることが必要です。そのために、学校として、面談や電話、家庭訪問に限らず連絡帳、日記、通信、行事等での来校時など、日ごろから家庭とのコミュニケーションの機会を活用し、教育活動への理解を得ておくことや、小さなことでも児童生徒が頑張ったことや、よい変化が見られことなどを積極的に伝えて信頼関係を構築しておくことが重要です。その上で、学校だけでは解決できない問題等に対して、家庭も巻き込んだ教育を推進していくことが大切です。

### 地域との連携

- 学習指導要領において、児童生徒が未来社会を切り拓いていくための資質・能力を一層確実に育成することを目指すため、児童生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すべきことが明記されています。
- 学校においては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、地域・家庭の連携及び協働によりその実現を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。
- 寒川町では、「地域のせんせいふれあい事業」の取組とともに、令和元年度から他市町村に先駆けて、町立小・中学校全校において保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制

度（コミュニティ・スクール）の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組を進めています。

- その反面、より効果的な教育活動と教員の負担軽減に向けて、学校や個々の教員の地域との連携に対する理解が十分とは言えないことが課題と言えます。今後も取組をさらに広げ、学校や個々の教員の地域との連携に対する理解を深めながら、地域のもつ力を学校教育に生かし、地域・家庭と共にある学校づくりを一層効果的に進めていくことが重要です。

### 支援教育の推進

- 寒川町においては、特別の支援を必要とする児童生徒の増加及びニーズを踏まえ、町立小・中学校全校に特別支援学級を、令和7年度からは町立小学校全校に通級指導教室を設置し、特別支援教育の充実を図っています。一方、子どもたちの多様化と保護者のニーズの高まりから、町立中学校に通級指導教室を設置するなど、今後も引き続き特別支援教育の推進を図っていかねばなりません。
- 特別支援教育において大切な視点は、児童生徒一人ひとりの特性等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童生徒の特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。また、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが重要となっています。さらに、その指導に当たっては、担任を含む全ての教員において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教員間の連携に努める必要があります。
- 子どもを取り巻く家庭環境・社会環境の変化に伴い、個別の支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあるとともに、児童生徒の抱える問題の多様化はますます進んでいます。そのような中で、個々の教員の対応だけでは困難であり、学校の組織力やチーム力及び専門性の向上が求められています。また、通常学級にも教育的ニーズを抱えた児童生徒もいることから、支援に対する教員の理解及び指導力の向上が必要となっています。現在、教員とスクールカウンセラー等の専門スタッフとの連携を図り、相談活動を展開していますが、さらに教育相談活動についても充実していく必要があります。

### 教職員の指導力と学校力の向上

- 急速に変化する社会において、児童生徒に確かな学力と健やかな心身を育む必要性は増えています。また、学習指導要領の全面実施に伴い、児童生徒の成長を支える教員には、今後求められる資質と力量をますます向上させる必要があります。
- 新学習指導要領に示された育成すべき資質・能力に向けて、授業改善が求められているところであり、教員に求められる資質に応じて、計画的・継続的な研修を設けていく必要があります。教員の指導力を向上させるためには、校内研究を充実させることが必要不可欠であることから、寒川町では、さむかわ学びっ子育成事業や教職員研修会を通じて、専門的知見をもつ講師を招へいし、学校においてニーズに応じた先進的な校内研究の充実に寄与しているところであり、今後も継続して取り組む必要があります。
- 今日、教員の世代交代が急速に進み、若手教員が大量採用され、ベテラン教員の経験やノウハウの継承などが課題となっています。OJTの必要性も指摘されている中、ゆとりのなさから来るコミュニケーション不足も否めず、教員の働き方改革の推進と併せて、今後も引き続き、退職教員がその教員経験を生かし、若手教員の育成及び学校経営において先進的に牽引・補助する専門指導員を配置する必要があります。

### 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備

- 学習意欲を高め、効果的な授業を行う上で、教材・教具の活用は重要な役割をもっています。児童生徒の実態をできるかぎりの確に把握した上で、その児童生徒にとって最も有効な教材・教具を選択したり、開発したりする必要があります。
- 現在、国のGIGAスクール構想により、一人1台のICT端末や情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えたところです。単なる

整備に留まらず、各教科等において適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要です。

- また、これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教員は機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められています。今後も教育環境の整備をさらに見直し、十分な整備を図る必要があります。

### 防災対策、防災教育の推進

- 東日本大震災といった巨大地震による災害や、大型台風の接近に伴う風水害などの自然災害が発生しています。神奈川県西部地震発生の可能性も指摘されていますが、災害はいつ発生するか予測できません。児童生徒に対し、防災に関する正しい知識や、災害時の行動の仕方をも身につけさせる「防災教育」の必要性が高まっています。
- 各校ごとに工夫を凝らし、より実際の状況を想定した避難訓練を実施するとともに、合同引き取り訓練も毎年行うようになってきました。しかしながら、2011年の東日本大震災以降、時間の経過とともに、防災に対する意識が低下していることは否めないかも知れません。天災は忘れた頃にやってくることを肝に銘じ、寒川町においてもソフトとハードの両面で日ごろからの備えが大変重要です。
- 防災教育については、学校種別等のつながりを発達段階に応じて整理することが必要ですが、体系化されていないことが課題となっています。例えば、小学生に対しては家族や地域と共に災害に立ち向かう態度や防災に関する基礎知識を学習させる、中学生に対しては地域防災を担う必要性を学習させ、その後社会の中での役割や、将来の課題を自分の力で解決する方策を学んでいく、といった視点が必要です。
- 自然災害は予期し得ないことから、防災は生涯にわたって学ぶべきことであり、そのためには、児童生徒が自ら問いかけて課題を発見し、調べ、結果をまとめ、発表する能動的学習が必要であり、今後そのような取組を進めることが重要となっています。

### 外国語教育の推進

- 目的・場面・状況の設定（日常生活との関連）のある授業を展開し、外国語の学習効果を高め、実際に使える英語力を身につけさせる必要があります。
- 子どもたちが多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜けるよう、日常的に異文化や異文化をもつ人に触れる機会や自国の文化やアイデンティティーを認識する機会を通して、多様性や異文化理解に基づく積極的な態度の育成が必要です。
- 外国語教育の教科化により、小学校外国語の授業時数が増加している中、外国人指導者（FLT）の役割の重要性はさらに増しています。
- 小学校における外国語教育の教科化によって、外国語指導の専門性が求められ、さらなる指導体制の充実が必要です。

### GIGAスクール構想及び情報教育の推進

- 未来を切り拓いていく子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑んでいくことがますます重要となっている反面、情報を手段として活用し、問題を発見・解決したり、自分の考えをまとめたりできるようになるために必要な情報活用能力には課題があります。
- 時代の変容に伴い、SNSでのやりとりを通して、児童生徒に危険やトラブルが発生する状況が広がっています。情報ツールのメリット、デメリットの双方を児童生徒、保護者が共に把握し、正しく適切な使用方法を身につけられるよう、情報モラル教育の充実に努める必要があります。
- 身近なものにICT機器が利活用され、情報技術による情報共有が当たり前の社会において、文字入力やデータ保存などの技能やプログラミング的思考を習得していくことが求められています。
- 文部科学省の調査及び町内教職員の実態から、教職員のICT機器の活用に関わる指導力は年々向上しています。引き続き、ICT機器の効果的な利活用に関する研究や研修が必要です。

## 《社会教育》

### 社会の持続的発展のための学びの推進

- 人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じての行動変容が必要となっています。また、地域の人々の間の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという状況も生じています。今後の社会教育には、町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組が期待されています。
- 公民館、図書館等の社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点等としての役割や、町民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、学習活動を支援する機能を一層強化することが求められています。
- 公民館は町民が集い、学習活動・文化活動を行う重要な拠点です。公民館の利用者の高齢化や固定化が進み、利用者が減少傾向にあることから、多様化する町民ニーズに応え、公民館活動の充実を図る必要があります。
- 総合図書館は町民の学びを支える地域の情報拠点であり、資料の充実と利用環境の整備が必要です。学習活動や情報発信の機能を高め、地域、学校、企業など多様な主体との連携や、町民が身につけた知識や経験を生かせるようボランティア活動の充実など、地域に開かれた魅力ある図書館となることが重要です。

### 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

- 子どもの教育の第一義的責任は保護者が有するものであり、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。一方、近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や子育てについて、日常生活の中で学ぶことや、相談できる機会が得にくい状況があります。子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体で家庭教育を支える仕組みが求められており、学校、家庭、地域、行政など多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。
- 子どもの読書活動については、幼児期からの読書習慣の定着が課題であり、読書環境の整備と読書機会の充実を図る必要があります。ブックスタートや、公民館や学校での読み聞かせ活動と連携しながら、図書館が中心となり読み聞かせボランティアの育成を促進する取組が必要です。

### 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

- 町内には貴重な文化財が多数あります。文化財は郷土の歴史や誇りであり将来へ継承すべきものであることから、文化財の認知度を高める取組が必要です。地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感を醸成する機会や、それを機に住民が交流する場を持つことで、文化財保護活動の目的を浸透させ、意識向上を図ることが重要です。

### 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

- コロナ感染症の蔓延により、対面でのコミュニケーションの制限を余儀なくされた世代には、コミュニケーションに不安を感じる青少年がいます。また、少子高齢化や地域活動の成り手不足などから、地域の催し等についても減少傾向にあり、学校や家族以外の他者と交流する機会も減少しています。
- 青少年が社会性や自主性を育み、自らの力で成長していくきっかけとして、地域活動等の様々な体験活動を通じて、多世代と交流する機会の創出が必要です。また、青少年が地域活動や様々な体験の場で、主体的に取り組むジュニアリーダーズクラブの活動についても、活動に参加した青少年が運営に携わりたいと考えてもらえるような魅力的な事業を展開できるよう支援していく必要があります。

□■□■□■□■ 後期実施計画（今後の3年間）の重点施策 □■□■□■□■

寒川町総合計画 2040 第2次実施計画の施策において、事務事業として掲げられた事業を、後期実施計画における重点施策とし、目標指標もあわせて第2次実施計画の目標指標を用いることとします。なお、表内の令和7年度の目標指標は参考指標として扱います。

《学校教育》

【基本方針4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成】

【基本方針5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成】

事業名	① 小・中学校グローバル教育推進事業					
事業目標	児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力が向上している。					
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語教育の教科化への対応及び授業内外で英語に触れる機会の創出に向けて、外国人指導者（FLT）を各校に1名ずつ常駐配置することにより指導体制の充実を図る。</li> <li>・外国人指導者を講師として、小学生等を対象とした英語講座（さむかわイングリッシュ・キャンプ等）を行い、少人数グループでゲームなどの活動や、多くの英語でのやり取りを通して、ニーズに応じて興味を持って英語に触れ、使用する機会のさらなる充実を図る。</li> <li>・各校の外国語教育推進リーダー、小学校英語専科教員、外国人指導者及び指導主事から構成される外国語教育推進リーダー研究会を組織し、定期的に外国語教育に関わる情報共有、授業研究、研修を行い、小学校から中学校への円滑な接続及び指導力向上を図る。</li> <li>・令和7年度より町内在住の中学2・3年生を対象に、英語検定3級以上を受験した際の検定料を助成し、自分の英語力を把握するとともに、更なる英語学習のモチベーション維持に繋げる。</li> <li>・ICT 機器を効果的に活用する授業研究・研究成果の普及に向けて、各小・中学校のICT 教育担当教員からなる研究組織体制を整えるとともに、ICT 機器の効果的な活用に関わる授業研究を実施する。</li> <li>・学習指導要領の求める資質・能力を育成するためにどのような場面で、どのように活用することが効果的かについて実践的に理解できるようICT 機器の活用に関わる教職員研修を実施する。</li> <li>・ICT 機器を活用した授業への助言、ICT 機器を活用した授業の機器操作補助、ウィルス起因時の一次対応、ICT 機器を授業で使用する際のハードウェア・ソフトウェアの操作指導、ICT 機器の点検、不具合発生時のメーカーとの折衝などを行い、教育現場で円滑にICT 機器が利活用できるよう、ICT 支援員を配置する。</li> <li>・ICT 機器の利活用を更に進めていく上で、十分なネットワーク速度が確保されていることが重要であることから、ネットワークアセスメントを基に、ネットワークの環境整備を行う。</li> </ul>					
目標指標 (単位)	FLT の先生との授業で外国語を楽しく学んだ子どもの割合 (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		91 (R5)	90	90	90	90
	ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもの割合 (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		94 (R5)	90	90	90	90

【各基本方針に関わるもの】

事業名	② 教職員の働き方改革推進事業					
事業目標	教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができるようになる。					
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教務主任・教育相談コーディネーターの授業数を削減するための特例補充教員及び部活動の地域協力者等を配置する。</li> <li>・読書指導員、特別支援学級補助員、町心理士の勤務日数を増やす。</li> </ul>					
目標指標 (単位)	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		71 (R5)	71	72	73	74

《社会教育》

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

【基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援】

事業名	③ 公民館運営事業					
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講座等に参加することで、地域活動への関心を持つ町民が増えている。</li> <li>・地域の学習活動に参加することにより、子どもの成長に関する知識や体験が増えている。</li> </ul>					
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館を利用したことがない人を対象に、ニーズをとらえた講座を開催する。</li> <li>・家庭教育支援に関する学習機会を提供する。</li> </ul>					
目標指標 (単位)	公民館講座等の参加者数 (人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		19,450 (R5)	21,000	21,500	22,000	22,500
目標指標 (単位)	幼児・青少年向け事業の参加者数 (人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		5,321 (R5)	5,550	5,650	5,750	5,850

事業名	④ 総合図書館運営事業					
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館が学びを支える情報拠点となり、地域での学習活動が充実し、町民の幸せと誇りを創出している。</li> <li>・幼児期からの読書習慣が定着することで、心豊かな成長や自己実現を促している。</li> </ul>					
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある図書館となるために資料の充実を図る。</li> <li>・幼少期から読書習慣を身につけられるよう、図書館に来る機会づくりを充実する。</li> </ul>					
目標指標 (単位)	図書館資料の総貸出点数 (点)	基準年	R7	R8	R9	R10
		271,029 (R5)	285,000	290,000	295,000	300,000
目標指標 (単位)	子ども対象の利用促進事業の参加者数 (人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		4,973 (R5)	5,100	5,150	5,200	5,250

事業名	⑤ 生涯学習振興事業					
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民が自主的・主体的に学び、その成果を地域で活かし、協働につなげている。</li> <li>・ 地域での学習機会を提供し、子どもにも学びに目を向ける動機づけを行う。</li> </ul>					
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもに地域での学習活動へ参加する動機づけ及び継続的な参加を奨励する。</li> <li>・ 公民館、図書館、各課等で行われる子ども対象の講座・教室等の情報を取りまとめ、情報紙を発行する。</li> </ul>					
目標指標 (単位)	さむかわゆうゆう学園対象事業の参加者数(人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		2,989 (R5)	3,200	3,300	3,400	3,500
目標指標 (単位)	子どものための生涯学習情報紙「すきっぷ」掲載事業数(件)	基準年	R7	R8	R9	R10
		152 (R5)	160	164	168	172

**【基本方針9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出】**

事業名	⑥ 青少年健全育成事業					
事業目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年が多世代との交流を通して経験を積み、健やかに成長している。</li> </ul>					
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い年齢層が参加できる事業を継続開催し、多世代交流を推進する。</li> <li>・ 地域活動や研修により指導者やジュニアリーダーの育成を図る。</li> </ul>					
目標指標 (単位)	青少年健全育成事業の参加者数(人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		172 (R5)	192	212	232	252

□■□■□■□■ 後期実施計画（今後の3年間）の主な施策 □■□■□■□■

《学校教育》

【基本方針1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成】

- ⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
  - 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かせるよう、指導と評価の一体化を図ります。
  - 小学校において、学力補助教材を取り入れ、必要な資質・能力の育成を図ります。
  - 小・中学校共に、家庭学習の補助としてデジタル教材を導入し、学び続ける子どもを育成します。
- ⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実
- 少人数学習等を推進し、学習形態や指導方法を工夫・改善し、学力向上を図ります。
  - 35人以下学級を編成することで、一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導を展開します。
- ⑨ 小学校中・高学年における教科担任制の推進
- 各小学校において、小学校中学年又は高学年「教科担任制」を導入します。
    - ・複数の教員による多角的な視点から、児童の多面的な理解につながり、児童の心の安定が図られるとともに、複数の教員で児童が抱える問題に対応することにつながり、ひいては不登校やいじめの未然防止につながると考えます。
    - ・いわゆる「中1ギャップ」といった課題に対して、小・中学校における指導の円滑な接続につながると考えます。
    - ・小学校教員が教科担任として、同じ授業を複数回行うことで、教科指導における専門性の向上や、授業の質の向上につながると考えます。
    - ・教員の働き方改革の視点において、一人の教員が受け持つ教科の数が減ることで、教材研究や授業準備の効率化により、教員の負担軽減も図られると考えます。
- ⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用
- 全国学力・学習状況調査の実施や課題の把握・分析・結果の活用を通して、教育施策・指導の改善・充実を図ります。
  - 全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題となる学習内容を中心にした寒川町学年別確認問題を小学校1年生から中学校3年生まで作成し、基礎力の定着度を検証します。未達成の部分については、補充学習を丁寧に行います。
- ⑪ 読書活動の推進（取り組み内容は31頁参照）
- 総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動をさらに推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育みます。
  - 子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子どもの読書活動を推進します。
  - 家庭や地域と連携し、子どもの読書活動を推進します。

【基本方針2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成】

- ⑫ 体験活動の充実
- 様々な体験学習を通じ、社会のルールを学び、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人

を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成します。

- 日常的に目標に向かって努力をし、達成した時の感動を味わえる場を設けるとともに、将来的に夢や希望に向かって前向きに生きていこうとする態度を育みます。
- 主権者教育、消費者教育、情報教育、環境教育、国際教育など、時代の変化に対応した体験活動の充実に取り組みます。

### ⑬ 道徳教育の推進

- 「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の充実に取り組みます。
- 答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」への転換を図ります。
- 教職員の研修会・研究会の活性化とともに、関係諸機関との連携を図ります。

### ⑭ いじめ防止と人権教育の推進

- 一人ひとりを大切にできる学級風土、学校風土の創造に努め、いじめのない集団づくりを推進します。
- 子ども自身の主体的な活動を通じて自己決定の場を与え、子どもたちの良さを積極的に認めることにより自己存在感を高めるとともに、リーダーシップ及び互いに協力し合うフォロワーシップの育成を通じて、共感的人間関係の構築を図ります。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、各学校におけるいじめの解消に向け、積極的な認知と情報共有の徹底を促します。
- 各教科、各領域において、人権教育の充実を推進します。

### ⑮ 不登校児童生徒への支援の充実

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して相談指導教室の設置及び通室指導など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進します。
- 各小学校にスクールカウンセラーとして町の心理士を、各中学校に県から派遣されたスクールカウンセラーを、さらに町として、心理士、巡回相談員、訪問相談員、学生相談員を配置し、個別の相談に応じるとともに、スクールソーシャルワーカーを通じて関係機関等との連携を図るなど、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図ります。
- 各校において、教育相談コーディネーターを中心として実施するケース会議などを通じて、個々に応じた組織的な支援体制を推進します。

## 【基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成】

### ⑯ 体力の向上と食育の充実

- 地域資源も活用しつつ、体育の授業や部活動の充実、休み時間の運動や遊びを促し、運動への関心を高め、健康の保持増進と自ら体力の向上を目指す児童生徒を育成します。
- 社会全体で子どもたちの生活リズムの向上を図るため、子どもが情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開します。
- 食に関する指導の全体計画に基づき、教科と関連させた学習や特別活動を通じて、子どもたちが食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるように学校全体で食に関する指導の充実を図ります。
- 「生きた教材」として学校給食を活用し、日常的な指導に加え、栄養教諭を中核として食育を推進します。
- 学校や地域と連携しながら積極的に地場産物を取り入れて地産地消に取り組みます。

**【各基本方針に関わるもの】****⑰ 地域との連携**

- 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の促進及び運営の充実を図ります。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるという共通認識のもと、地域と学校の連携・協働を図りながら地域の教育力を生かし、授業や課外活動の一層の充実を図ります。

**⑱ 支援教育の推進**

- 各校に特別支援学級を設置し、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- 令和7年度から全小学校に通級指導教室を設置し、今後は中学校においても通級指導教室の設置を進めることで、通常学級に在籍しながら支援を必要とする児童生徒の支援体制の充実を図ります。
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、特別な配慮を必要とする児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう努めます。
- 家庭環境・社会環境の変化を踏まえ、町の心理士等との連携、教育相談コーディネーターを中心としたケース会議の実施など、個々のニーズに応じた支援体制を整えます。

**⑲ 教職員の指導力と学校力の向上**

- 管理職のリーダーシップのもと、学校教育目標の達成を目指して全教職員一丸となった「チーム学校」集団を構築します。
- 各校において、教育目標の実現に向けて、PDCA サイクルを機能させ、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価するカリキュラム・マネジメントを行い、教育の質の向上及び学校組織の活性化を図ります。
- 校内研究会の充実、教職員研修会の活性化等を通じて、高い実践力を兼ね備えた教員の育成を図ります。
- 各校における研修会・研究会の公開・交流を進め、教員の授業力向上を図ります。
- 若手教員の指導力向上に向けて、計画的・組織的な研修の充実を図ります。

**⑳ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備**

- 学習指導要領が求める確かな学力及び体力の育成を図るため、教具、教材等の教育環境の十分な整備を図ります。

**㉑ 防災教育の推進**

- 地震による災害や、大型台風の接近に伴う風水害などの自然災害は予期し得ないことから、東日本大震災の教訓を風化させず、大震災等への災害対策を進めるとともに、防災に関わる知識の普及や意識啓発に努めます。
- 各校ごとに児童生徒の発達段階に応じて工夫を凝らし、より実際の状況を想定した避難訓練を実施するとともに、合同引き取り訓練も毎年行うなど、日ごろからの災害等の緊急時への備えに努めます。

**㉒ 安全教育の推進**

- 子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、学校教育活動全体を通じて、安全に関する取組の充実、さらに地域社会や家庭との連携を図った学校安全の推進を図ります。
- PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。
- 子どもの交通事故発生が自転車走行中や歩行中に多くなっていることから、自転車の指導資料

などを活用したり、交通安全教室を行ったりしながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする力の育成を図ります。

- 全小・中学校において、通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めるよう努めます。
- 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

## 《社会教育》

### 【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

#### ㉓ 生涯学習推進体制の充実

- 町民と行政が共に学びながらまちづくりを推進するために、団体等の依頼に応じ、学習を目的とした集会等に町職員を講師として派遣します。（さむかわ出前講座）
- 知識、技能、指導補助等意欲のある地域の方を登録し、講師の紹介や自主企画講座の実施等を支援します。（生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」）
- 地域学校協働活動の推進のための組織体制の構築やコーディネーターを育成します。

#### ㉔ 社会教育関係団体活動支援事業

- 地域のつながり形成を促進し、地域の持続的発展を支える社会教育関係団体活動の活性化のため、団体を支援します。

#### ㉕ 地域文化振興事業

- 町民が自主的に文化活動に参加できる機会を拡充し、文化団体を支援します。

### 【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

### 【基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援】

#### ㉖ 公民館活動の充実

- 町民参加による課題解決や地域づくりの担い手育成のため、ボランティアや多様な主体と連携・協働した講座等を開催します。（ボランティア等と連携・協働する講座等の開催）
- 公民館利用者や公民館サークル数が減少しているため、サークルの育成・支援を行います。（サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり）
- 多様化・複雑化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支援するため、親子のふれあいや子どもの体験活動などの学習機会を提供します。

#### ㉗ 図書館活動の充実

- 地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成をします。（図書館ボランティアの育成）
- 地域の企業や団体など多様な主体と連携し、地域に根ざした図書館活動の充実を図ります。（雑誌スポンサー制度、多様な主体との連携・協働）
- 町民の図書館の利用促進を図るため、読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、講座等を実施します。（図書館講座の開催）
- 幼少期から本に親しめるよう、子どもの読書活動を推進し、図書館へ足を運びやすくする機会を充実します。
- 学校と連携し、子どもの読書活動の重要性に関する普及啓発を通じ、図書館見学や、団体貸出事業、学校図書館及び図書委員との連携など、子どもの読書活動を推進します。（取り組み内容は31頁参照）

**【基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施】**

㉘ 文化財保護事業

- 地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感を醸成し、町民が交流する場を提供することで、文化財保護の意識向上を図ります。

㉙ 文化財学習センターの活用

- 町民の教育、学術及び地域文化の発展に寄与し、文化遺産を保護するため、文化財学習センターにおいて、埋蔵及び民俗文化財の保存、修復を行い、展示等の公開、普及啓発、資料の活用促進を図ります。

## 子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域等が連携し、子どもの発達段階にあわせた取り組みを進めてまいります。

### 家庭等における読書活動の推進

乳幼児期	<p>読書と出会うきっかけづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親から子への絵本の読み聞かせ</li> <li>・絵本小規模企画展示（総合図書館）</li> </ul> <p>親子で読書に親しむ環境づくりの醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月に一度の赤ちゃんタイム（総合図書館）</li> </ul>
小・中学生期	<p>保護者自らが読書に親しむ意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者世代を対象とした図書館講座、イベントの開催</li> </ul>

### 学校等における読書活動の推進

小・中学生期	<p>読書と出会うきっかけづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ</li> </ul> <p>読書習慣の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝読書</li> <li>・推薦図書の紹介</li> </ul> <p>自主的な読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校ごとの「読書指導全体計画」の作成</li> <li>・読書指導に関する教職員向けの研修</li> </ul> <p>計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館資料の整備</li> </ul> <p>人的配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読書指導員の配置</li> <li>・地域人材による学校図書館の支援</li> </ul>
小・中学生期	<p>デジタル社会へ対応した読書環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館システムの導入</li> </ul> <p>子ども読書の日を中心とした啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスターの掲示</li> <li>・学校だより等を通じた情報発信</li> <li>・総合図書館との連携</li> <li>・優良図書の周知・普及</li> </ul> <p>保護者への啓発</p>

### 地域等における読書活動の推進

乳幼児期	<p>読書と出会うきっかけづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おひざにだっこのおはなし会（総合図書館）</li> <li>・土曜日おはなし会（総合図書館）</li> </ul>
小・中学生期	<p>読書と出会うきっかけづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み期間の「わくわく読書マラソン」実施（総合図書館）</li> </ul> <p>総合図書館と学校図書館の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生の図書館見学の実施（図書館たんけん）</li> <li>・中学校図書委員会活動との連携</li> </ul>
高校生期	<p>子どもが利用しやすい図書館の環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童書の充実</li> <li>・児童書展示、YA展示、北部・南部分室展示</li> </ul> <p>子ども読書活動を支援する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読み聞かせ講習会の実施</li> <li>・おはなしボランティアの育成</li> <li>・ジュニア司書の育成</li> </ul>

## 主な取組

### 【学校教育】

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
1	特別支援教育推進事業	児童生徒の特性等に合わせ、きめ細やかな教育活動の支援を行います。	特別の支援を必要とする児童生徒・保護者のニーズに対して、学習・生活を支援する支援員や補助員を配置するとともに、小学校では「通級指導教室」を運営します。中学校においても「通級指導教室」の導入を目指します。	⑱
2	豊かな心・文化育成事業	芸術・文化・スポーツを通じて、子どもたちの豊かな心や生涯にわたって学ぶ力を育成します。	芸術鑑賞など、芸術体験の質的充実を図るとともに、部活動や進路指導に対して支援を行います。	⑫ ⑬ ⑯ ⑳
3	教育活動充実事業	小・中学校における教材及び教育環境の充実を図り、「知・徳・体」の調和を育みます。	各学校の組織的な教育力を高め、教育活動の充実を図ります。読書活動を推進し、豊かな情操の育成を図ります。	⑨ ⑪ ⑳ ㉑ ㉒
4	少人数教育推進事業	きめ細かい指導により、児童生徒の授業における理解を深め、学力向上を図ります。	少人数指導を通じて、個に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。	⑧
5	教職員の資質向上事業	寒川町の児童生徒に知・徳・体の3つの側面の確かな力量を育てていくために、児童生徒の現状と課題に即した研修を実施し、教職員の授業力向上を図ります。	若手教員の育成及び学校経営を先進的に牽引・支援できる専門指導員を各校に配置します。研修会等の実施及び指導力向上に向けた教育研究活動に対する支援を行います。	⑦ ⑩ ⑬ ⑰ ⑲
6	小・中学校グローバル教育推進事業	児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力を育成します。	各校1名の外国人指導者を常駐配置し、授業内外での外国語使用の機会を創出します。 ICT機器の効果的な利活用等を通じた指導を行います。	①
7	教育相談事業	児童生徒及び保護者の悩みの解消と心の安定を図るとともに、教職員のカウンセリングマインドの向上を図ります。	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、心理相談員、巡回相談員、訪問相談員、学生相談員による相談活動を行います。ネット上の問題状況を把握し、児童生徒指導を推進します。	⑭ ⑮ ⑱
8	教職員の働き方改革推進事業	教職員が効果的な教育活動を行う事ができるよう、体制づくりや整備に努めます。	小学校へ特例補充教員を配置し、教務リーダーと教育相談コーディネーターの持ち授業時間数を担います。	②

## 【社会教育】

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
9	町職員講師派遣事業「さむかわ出前講座」	町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を目指し、町民の学習活動を支援します。	各課が所管する業務から学習テーマを設定し、町民で構成する団体の学習活動に町職員を講師として派遣します。	⑳
10	生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」	個人・団体の学びの成果を地域に還元してもらうことで、学習活動の循環を支援します。	知識、技能を持つ個人・団体に指導者として登録をしてもらい、地域に紹介します。	㉑
11	地域学校協働活動の推進	学校と地域が同じ目標をめざし、協働して子どもの健やかな成長を支援します。	地域学校協働本部及び地域学校協働推進員の設置に向けて検討します。	㉒
12	社会教育関係団体の育成・活動支援	町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展をめざします。	社会教育関係団体活動の活性化のため、補助金を交付し、団体による実施事業を支援します。	㉓
13	寒川町文化祭の開催	町民が自主的・主体的に行う文化活動と地域での活動成果を発表する機会を支援します。	文化祭を開催し、文化芸術活動の成果を発表する場を提供します。	㉔
14	公民館生涯学習推進員事業	地域の学びの場である公民館で職員と地域住民が協働し、事業を企画・運営します。	公民館生涯学習推進員が企画・運営をする講座、イベント等を行います。	㉕ ㉖
15	公民館サークルの育成・支援	公民館に町民が集い、学習活動・文化活動を活性化するため、サークルの育成・支援を推進します。	サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり等のサークル育成・支援を目的とした事業を行います。	㉕ ㉖
16	図書館資料の活用	図書館は町民の学びを支える施設として、所蔵の資料を活用し、図書館利用促進を図ります。	総合図書館、北部分室・南部分室でテーマを設定し、図書館資料の展示を行います。	㉗ ㉘
17	図書館ボランティアの育成	町民が身につけた知識や経験が生かせるようボランティア活動の充実を図ります。	地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成を行います。	㉙ ㉚
18	地域の多様な主体との連携・協働	図書館が学習活動や情報発信の機能を高め、地域、学校、企業など多様な主体との連携をめざします。	地域の企業や団体など多様な主体と連携し、雑誌スポンサー制度等の地域に根ざした図書館活動の充実を図ります。	㉛ ㉜
19	子どものための生涯学習推進事業「さむかわゆうゆう学園」	子どもが地域での学習活動に継続して参加する動機づけとして、スタンプカードを配布します。	スタンプを10個集めて申請した子どもに3月に修了証を授与します。	㉝

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
20	家庭教育支援に関する事業	子育て家庭を支援するため、公民館で家庭教育や親子ふれあいの機会を提供します。	公民館で家庭教育学習や親子参加型の講座・イベント等を行います。	③ ②⑥
21	学校と連携した子どもの読書活動推進事業	子どもの読書活動を支援するため、学校と連携した取組を推進します。	小学生の図書館見学や、図書館と中学校図書委員会との交流などで学校と連携し、読書の重要性や図書館を身近に感じる普及啓発を通して、子どもの読書活動を推進します。	④ ②⑦
22	文化財学習センター事業	地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感や文化財保護への意識向上を図ります。	埋蔵及び民俗文化財の整理保存、修復を行い、所蔵資料の活用、促進を図ります。	②⑧
23	寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業	各団体への助言、協力・連携を深め、郷土歴史・文化財啓発活動の充実を図り、一人ひとりが文化財保護の担い手である意識を高めます。	文化財保護活動への助言やサポート、各公民館や近隣市町村・関連団体等と協力・連携し、郷土歴史文化財の普及啓発を図ります。	②⑨
24	青少年健全育成事業	青少年が多世代と交流することで、青少年の健全育成をめざします。	地域活動や様々な体験活動を通じて、多世代との交流を促し、相互に学びあうことで、青少年の社会性や自主性を育みます。	⑥

# 資料編

## (1) 教育委員会の組織

### ア 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を管理・執行するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。この教育委員会制度は、教育委員の合議により、基本となる方針を決定し、それを教育長が事務局の事務を統括し、執行するという仕組みです。

寒川町教育委員会は、5人の委員から構成されています。教育長及び委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、再任されることもできます。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれています。事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会規則により定められています。

### イ 教育委員会の任務

教育委員会は、以下の任務をもっています。

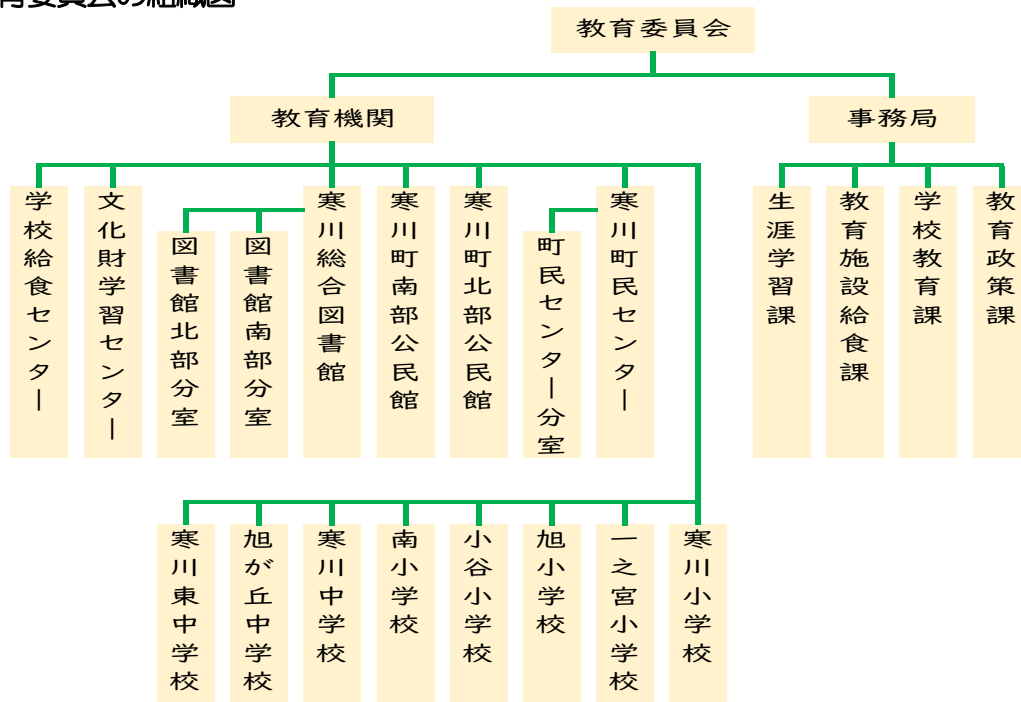
- 学校など教育機関の設置、管理及び廃止
- 教育財産の管理
- 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事
- 児童・生徒等の就学、入学、転学、退学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎などの施設や教具などの設備の整備
- 教育関係職員の研修
- 教育関係職員、児童・生徒等の保健、安全、厚生、福利
- 学校など教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 青少年教育、女性教育、公民館事業など社会教育
- 文化財保護
- ユネスコ活動に関すること
- 教育に関する法人に関すること
- 教育に関する調査、統計
- 教育相談、広報
- その他教育に関わること

### ウ 教育委員会任務の特例

以下の事務については、条例の定めるところにより町長が管理・執行しています。

- スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）

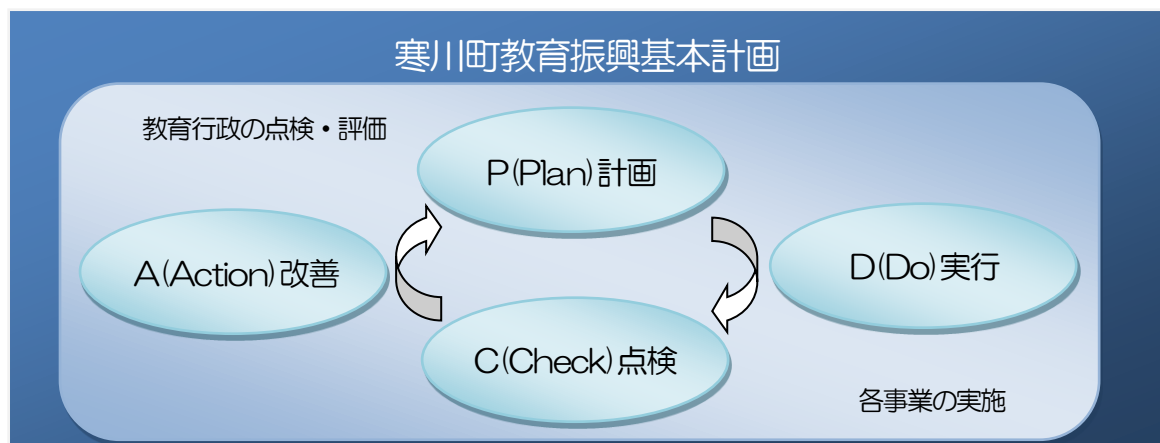
## エ 教育委員会の組織図



## オ 教育委員会の点検・評価

教育基本法の改正に伴い、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制の充実・強化を目指して、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から施行されました。改正の目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされました。

寒川町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、点検・評価を実施し、その結果を毎年、報告書としてまとめています。点検・評価の対象事業は、その対象範囲として、学校教育、社会教育等に関することなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務としました。教育委員会が行っている事業について、教育委員会が自ら点検・評価（自己評価）を行い、各々の取組状況とそれに対する課題や改善策などを明らかにするとともに、点検・評価の客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方々（外部評価者）よりさまざまなご意見をいただいています。



## (2) 教育関連法令等

### ア 教育基本法

平成 18 年法律第 120 号(平成 18 年 12 月 22 日公布・施行)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 教育の目的及び理念

##### （教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

##### （教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

##### （生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

##### （教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

#### 第二章 教育の実施に関する基本

##### （義務教育）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## イ 国の教育振興基本計画の概要

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）より抜粋

### 我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制 150 年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

▶教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

#### 【社会の現状や変化】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大
- ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- VUCA の時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- 少子化・人口減少や高齢化
- グローバル化・地球規模課題
- DXの進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- 共生社会・社会的包摂
- 精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- 18歳成年・こども基本法

#### 第3期計画期間中の成果

- （初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGA スクール構想、教職員定数改善
- （学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

#### 第3期計画期間中の課題

- コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- 学校の長時間勤務や教師不足
- 地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 等

### 計画のコンセプト

#### 【2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成】

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていく
- 社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

#### 【日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上】

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- 幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- 日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

## 今後の教育政策に関する基本的な方針

人生百年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

## ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会的発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国际交流や大学等国际化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

## ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

## ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

## ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進
- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

## ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

## 今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

## 【教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方】

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

## 【教育投資の在り方】

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。

公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- |                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等による教育費負担軽減を着実に実施</li> <li>・ 高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大 等</li> </ul> | <p>②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GIGA スクール構想の推進、学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的推進 等</li> </ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

## 今後5年間の教育施策

1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力
2. 豊かな心の育成
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
4. グローバル社会における人材育成
5. イノベーションを担う人材育成
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
8. 生涯学び、活躍できる環境整備
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成
12. 指導體制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
13. 経済的状况、地理的条件によらない質の高い学びの確保
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

### (3) 寒川町立小・中学校の概要

令和8年3月現在



#### 寒川小学校

所在地 寒川町宮山 934 番地 〒253-0106

電話 0467(75)0032 FAX (75)2589

開校 昭和22年4月1日  
開校記念日 10月21日



学級数 21学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「生きる力と 自信と夢がえられる 楽しい学校」

学校研究テーマ 「やりたいの気持ちがあられる子どもの育成」  
～はてな・なるほど・だったらの授業づくりを通して～



#### 一之宮小学校

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0058 FAX (75)0093

開校 昭和36年4月1日  
開校記念日 5月18日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「夢をもち、心豊かにたくましく、自ら学ぶ子どもの育成」  
～やさしく かしく たくましく～

学校研究テーマ 「他者と考えを伝えあい、認め合いながら学ぶ児童の育成」  
～考え、対話する道徳の実践～



## 旭小学校

所在地 寒川町倉見 1675 番地 3 〒253-0101

電話 0467(75)0359 FAX (75)2586

開校 昭和36年4月1日  
開校記念日 6月26日

学級数 24学級(うち特別支援学級4)

学校教育目標 「かしこく やさしく たくましく」  
～心豊かにたくましく、自ら深く学ぶ子どもの育成～

学校研究テーマ 「主体的・協働的に学ぶ子どもの育成」  
～ICTを活用して～



## 小谷小学校

所在地 寒川町小谷四丁目5番1号 〒253-0103

電話 0467(75)3671 FAX (75)3215

開校 昭和55年4月1日  
開校記念日 6月10日

学級数 18学級(うち特別支援学級2)

学校教育目標 「知を育て 心を育み たくましく生きる子を育てる」

学校研究テーマ 「自ら課題解決に取り組む子どもを目指して」  
～実生活につながる算数の授業づくり～





## 南小学校

所在地 寒川町一之宮九丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(74)7444 FAX (74)7496

開校 平成6年4月1日  
開校記念日 6月26日



学級数 21学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「共に学び 助け合い みんな 生き生きと」  
～笑顔輝く心身ともに健康な みなみの子～

学校研究テーマ 「自分の考えを持つ・広げる・深める」  
～考えの“すれ”を通して～



## 寒川中学校

所在地 寒川町一之宮三丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0051 FAX (75)2583

開校 昭和22年5月1日  
開校記念日 10月11日



学級数 11学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「自分大好き、友達大好き、学校大好き、生きるって素晴らしい！」

学校研究テーマ 「自分大好き 友達大好き 学校大好き 生きるって素晴らしい！」  
～チーム寒中 とともに学び合い高め合う自己達成感～



## 旭が丘中学校

所在地 寒川町小動933番地 〒253-0102

電話 0467(75)5553 FAX (75)3329

開校 昭和47年4月1日  
開校記念日 4月12日



学級数 21学級（うち特別支援学級4）

学校教育目標 「自分を知り、他者を認め、仲間と共に夢を追う」  
～メタ認知と集団認知 対話と自律 そして自己実現～

学校研究テーマ 「共生的な学校環境の実現」  
～肯定的、積極的な支援・指導の充実～



## 寒川東中学校

所在地 寒川町岡田718番地 〒253-0105

電話 0467(74)0332 FAX (74)0976

開校 平成元年4月1日  
開校記念日 6月27日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「ゆたかな心とたしかな力をめざして」

学校研究テーマ 安心して過ごせる学校をめざして

## (4) その他教育施設の概要

令和8年3月現在

### ◇町民センター



所在地 寒川町宮山165番地 〒253-0106  
 電話 0467(74)2333 FAX (75)2239  
 敷地面積 2,071.65㎡  
 延床面積 3,602.73㎡  
 開館 昭和54年11月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	会議室	58.00	20
	展示室兼学習室1	129.00	140
	展示室兼学習室2	90.00	64
	視聴覚室	127.00	84
	和室	64.00	30
	談話室	40.00	12
2階	ホール	869.00	851
3階	講義室1	41.00	16
	講義室2	58.00	16
	小学習室	48.00	20

※講義室1, 2は中仕切を除けば1室として使用できます。  
 ホールとしても使用できます。  
 その他 展示コーナー、食堂、ロビー

### ◇町民センター分室



所在地 寒川町宮山934番地 〒253-0106  
 (寒川小学校北棟内)  
 電話・FAX 0467(75)0021  
 管理面積 485.50㎡  
 使用開始 平成22年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	学習室A	63.00	30
	学習室B	63.00	30

## ◇北部公民館（北部文化福祉会館）



所在地 寒川町宮山2820番地1 〒253-0106  
 電話 0467(74)1515 FAX (74)7405  
 敷地面積 1,298.00㎡  
 延床面積 1,188.10㎡  
 開館 昭和57年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	敬老室	25.00	10
	機能回復室	99.00	30
	展示ロビー	77.00	-
	集会室	203.00	100
	談話室	39.00	15
2階	実習室	55.00	15
	会議室	78.00	30
	和室	78.00	25
	プレイルーム	39.00	10
	総合図書館北部分室	78.00	10

## ◇南部公民館（南部文化福祉会館）



所在地 寒川町一之宮八丁目5番20号  
 〒253-0111  
 電話 0467(75)0281 FAX (75)1777  
 敷地面積 2,163.63㎡  
 延床面積 1,497.64㎡  
 開館 昭和58年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
A棟 1階	総合図書館南部分室	151.00	-
	展示コーナー	84.00	-
	敬老室	39.00	15
	機能回復室	52.00	10
	ふれあいルーム	40.56	10
A棟 2階	会議室	105.00	40
	和室	106.00	30
	実習室	68.00	20
	プレイルーム	43.00	15
	視聴覚室	68.00	25
B棟 1階	集会室	211.00	100

◇寒川総合図書館



所在地 寒川町宮山135番地1 〒253-0106  
 電話 0467(75)3615 FAX (75)3669  
 開館 平成18年11月3日

<館内の概要>

1階	●一般図書、新聞・雑誌、児童書 ●閲覧席 開架フロア44席 児童フロア52席 ●親子読書コーナー、おはなしのへや、企画展示室、録音室、対面朗読室、子どもインターネットコーナーなど
2階	●一般図書、参考図書、視聴覚資料 ●閲覧席47席 ●視聴覚コーナー14席、インターネットコーナー18席、参考閲覧室8席、レファレンスルーム2席など
3階	●学習室50席、会議室20席、ふれあいコーナー12席、ルーフトガーデン、事務室など

<施設の概要>

施設内容	図書館及び文書館複合施設	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造 地上4階地下1階建	
敷地面積	2,752.74 m <sup>2</sup>	
建築面積	1,461.24 m <sup>2</sup>	
延床面積	4,707.14 m <sup>2</sup>	
各床面積	1階(図書館)	1,329.46 m <sup>2</sup>
	2階(図書館)	1,238.95 m <sup>2</sup>
	3階(図書館)	862.64 m <sup>2</sup>
	4階(文書館)	844.36 m <sup>2</sup>
	地下機械室	431.73 m <sup>2</sup>

<開館時間・休館日>

開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
休館日	月曜日 (休日に当たるときは、開館) 年末年始 特別整理日(年7日以内)

◇文化財学習センター



町立一之宮小学校内にある「文化財学習センター」では、土器、民具、歴史資料等の文化財を通して寒川の歴史が学べます。

<センター内の概要>

埋蔵文化財展示コーナー、レプリカ展示室、民俗文化展示室、学習室、事務室兼整理室、資料室

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号  
 〒253-0111(一之宮小学校北棟内)  
 電話・FAX 0467(75)1930

<閲覧日・閲覧時間>

閲覧日 予約制(祝日・年末年始を除く)  
 閲覧時間 午前9時～午後4時

◇学校給食センター



町内にある小中学校8校分の約4,200食の給食を作っています。作っているところを外の見学通路から見学することができます。

見学は開館時間内であれば随時受け入れていますが、学校などの見学がある場合はお受けできない場合があります。また、大人数の見学は事前にお問い合わせください。

3階の食育ホールと食育サロンは、食に関する活動を行っている団体に対し、貸し出しを行っています。

所在地 寒川町宮山4018番地 〒253-0106  
 電話・FAX 0467(75)6706  
 敷地面積 4,447.32㎡  
 延床面積 1,597.20㎡  
 開館 令和5年8月10日

＜開館時間・休館日＞

開館時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始

＜館内の概要＞

1階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事務室</li> <li>●荷受室</li> <li>●配送準備室</li> <li>●洗浄室</li> </ul>
2階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調理室</li> <li>検品室・下処理室・煮炊き室・揚焼室・炊飯室・アレルギー専用室</li> </ul>
3階	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食育ホール（会議室兼試食室「食サロン」）</li> <li>●食育実習室「ココロキッチン」</li> <li>●職員休憩室</li> </ul>

＜食育ホールと食育サロンの利用方法＞

使用可能団体：食に関する活動を行っている団体

使用時間：午前9時～午後1時、午後1時～午後5時の2枠

使用料：4,000円/枠

予約方法：使用希望日の90日前から30日前までの間に指定様式によりセンター窓口にて申請





## 第2次寒川町教育振興基本計画【改定版】

令和8年 月発行

編集・発行 寒川町教育委員会

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地

電話(0467)74-1111 (代表)